

別表（第3条関係）

措置要領別表第1（県内において生じた事故等に基づく措置基準）の運用

措 置 要 件	期 間
要領別表第1第5号（市工事等 公衆損害事故）	
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	・ 3か月以上6か月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき	・ 2か月以上3か月以内
ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき	・ 1か月以上2か月以内
エ 公衆に負傷者（軽傷者）を生じさせたとき	・ 1か月
オ 公衆に重大な損害を与えたとき	・ 1か月以上2か月以内
カ 公衆に損害を与えたとき	・ 1か月
要領別表第1第6号（一般工事等 公衆損害事故）	
キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	・ 2か月以上3か月以内
ク 公衆に死亡者を生じさせたとき	・ 1か月以上2か月以内
ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき	・ 1か月
コ 公衆に重大な損害を与えたとき	・ 1か月
要領別表第1第7号（市工事等 工事関係者事故）	
サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	・ 2か月以上4か月以内
シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき	・ 1か月
ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき	・ 2週間以上1か月以内
セ 複数の負傷者（軽傷者）を生じさせたとき	・ 2週間
要領別表第1第8号（一般工事等 工事関係者事故）	
ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	・ 1か月以上2か月以内
タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき	・ 2週間以上1か月以内

注 この表において「重傷」とは全治2か月以上をいい、「軽傷」とは全治15日以上（休業を要する場合は休業4日以上）全治2か月未満をいう。